

広島工業大学建築・環境系学科同窓会五三會則改正案 新旧対照表

	改正案	現行
第 17 条	1.正会員となろうとする者は、入会時に終身会費 <u>15,000</u> 円を納入しなければならない。	<p>本会活動の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。</p> <p>1.正会員となろうとする者は、入会時に終身会費 12,000 円を納入しなければならない。</p> <p>2.建築・環境系学科学生は、入学時に、正会員終身会費を前納することができる。</p> <p>3.本会に学生部会を置く時は、当該学生会員活動のための基金を設けることができる。</p>
附則	<p>1.本会則は、<u>2016</u> 年度から施行する。</p> <p>3.<u>2009 年以前に建築・環境系学科に入学し、これを卒業した者は、入会時における終身会費 10,000 円の納入をもって正会員とする。</u></p> <p>4.<u>2010 年～2015 年に建築・環境系学科に入学し、これを卒業した者は、入会時における終身会費 12,000 円の納入をもって正会員とする。</u></p>	<p>1.本会則は、2013 年度から施行する。</p> <p>2.旧会則で終身会費を納入し正会員であった者は、本会則における正会員に移行する。</p> <p>3.2016 年 3 月及びそれ以前の卒業生は、入会時における終身会費 10,000 円の納入をもって正会員とする。</p>

広島工業大学環境学部環境デザイン学科学生会匠會則改正案 新旧対照表

	改正案	現行
第 5 条	1 学生会員 広島工業大学環境学部環境デザイン学科 <u>及び建築デザイン学科</u> の在学中で五三會終身会費を納入した者	<p>本会は、次の者を以て組織する。</p> <p>1 学生会員 広島工業大学環境学部環境デザイン学科の在学中で五三會終身会費を納入した者</p> <p>2 工学部学生会員 広島工業大学工学部の在学中で五三會終身会費を納入した者</p> <p>3 会員はメールアドレスを会長に届け出なければならない。変更した場合も同様とする。</p>
第 16 条	1 五三會会費配分金は、五三會から毎年度配分を受ける。本会役員は、 <u>新入生入学時及び卒業時</u> 、五三會による会費徴収事務に協力する。	<p>本会活動経費は五三會会費配分金、寄付金及び大学業務委託料等のその他収入をもってあてる。</p> <p>1 五三會会費配分金は、五三會から毎年度配分を受ける。本会役員は、毎年度当初及び卒業時、五三會による会費徴収事務に協力する。</p> <p>2 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>3 その他の会計事務については別に定める会計細則により行う。</p>
附則	1 本会則は、 <u>2016</u> 年 4 月から施行する。	1 本会則は、2013 年 4 月から施行する。